

令和8年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和8年5月15日（金）午前10時00分から午前11時12分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第23号） 令和9年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第24号） 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について（教育環境部）

日程第 3（議案第25号） 相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（生涯学習部）

日程第 4（報告第10号） 相模原市教育支援委員会の活動状況等について（支援教育課）

日程第 5（報告第11号） 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会等の活動状況等について（学校保健課）

日程第 6（報告第12号） 公民館長の委嘱について（生涯学習課）

○出席者（5名）

教 育 長 細 川 恵

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

委 員 細 田 のぞみ

○欠席者（1名）

委 員 中 澤 吉 裕

○説明のために出席した者

教 育 局 長 若 林 和 彦 教育支援担当部長 島 崎 俊 介

教育環境部長	佐野強史	学校教育部長	石井紀子
生涯学習部長	清水芳枝	教育総務課長	加藤雄二
教育総務課総括副主幹 (総務企画班)	安田亨	支援教育課総括副主幹 (支援教育班)	松原弘和
支援教育課指導主事	角田正洋	教育相談課指導主事	佐々木良輔
教育環境部参事 兼学務課長	宮澤正樹	学務課総括副主幹 (学務班)	小泉哲也
学校保健課長	田中宏昌	学校保健課総括副主幹	望月創志
学校教育部参事 兼学校教育課長	菅原勝	学校教育課総括主幹 (企画指導班)	新明朗
学校教育課指導主事	富田正志	生涯学習課長	稲野博泰
津久井生涯学習センター所長	梅澤博行	スポーツ推進課長	五本木修
スポーツ推進課総括主幹 (総務・企画班)	鈴木孝司		

○事務局職員出席者

教育総務課主査	伊本誠一郎
---------	-------

---

□開 会

◎細川教育長 ただいまから、令和 8 年相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

なお、本日、中澤委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と宇田川委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 2、議案第 24 号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び、日程 3、議案第 25 号、「相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 2 及び 3 の 2 件については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

---

□令和 9 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

◎細川教育長 はじめに、日程 1、議案第 23 号、「令和 9 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○石井学校教育部長 議案第 23 号、令和 9 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針についてご説明いたします。

はじめに、本議案の提案の理由でございます。

本議案は、令和 9 年度に使用する相模原市立小学校、中学校、義務教育学校使用教科用図書の採択に当たり、その採択基本方針を定めたく提案するものです。

次に、方針の内容でございます。

1、教科用図書の採択について、(1) 令和 8 年度に採択するのは、ア、小学校、義務教育学校（前期課程）、イ、中学校、義務教育学校（後期課程）、ウ、特別支援教育関係

において、それぞれ令和9年度に使用する教科書ですが、(2)にありますとおり、ア、小学校及び義務教育学校(前期課程)、イ、中学校及び義務教育学校(後期課程)の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、令和7年度に採択した教科書と同じものを採択することとしています。特別支援教育関係教科用図書については、(3)のとおり、文部科学省が発行する令和8年度用一般図書契約予定一覧の中から各学校が調査研究した図書を、次のページの別表に示す令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点に基づいて採択することとしています。

続いて、2、教科用図書採択における基本原則として、相模原市を一地区として採択するなど、神奈川県採択基本方針を踏まえ(1)から(5)を基本原則としています。

なお、参考として、参考資料1に教科用図書の採択に係る法令、参考資料2に神奈川県教育委員会の採択方針、参考資料3に教科用図書採択の流れを添付しています。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

◎細川教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 基本的には同じものということなのですが、学校現場の方から何か、それに関わる賛成でも、いかなものかみたいなものでも構わないのですが、意見は上がっているのでしょうか。

○菅原学校教育課長 現段階では、現場からの声は上がってございませんが、例年、教科書展示会の中で教科書を見ていただいた先生方からの意見を共有してございますので、改めて採択のときにはそれも含めてご報告申し上げたいと思います。

◎白石委員 教科用図書の採択についての(3)の中に、各学校は令和8年度用一般図書契約予定一覧から調査研究した図書を採択するとなっていますけれども、この契約予定一覧というものの中にどれくらいの数の図書が載っているのか、教えていただけますか。

○菅原学校教育課長 国から示されているものでございますが、約3,500冊載っております。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

私の方から、特別支援に関わる方がほかにも星本であったり、他学年の教科書を採択するのもあるかと思うのですが、分かれば構わないのですが、例年、一般図書を選択する

お子さんが多いのか、又は星本であるとか、その辺のバランスはどのような感じになっているのか、分かればで構いません。

○菅原学校教育課長 支援学級全体で見ただけの場合には8割ぐらいは通常の、ほかの学級で使っている検定本と同じものを使用しております。2割ぐらいが一般図書でございまして、星本につきましても1%未満というところになってございますので、大方8割は通常の教科書、2割が一般図書、1%未満のごく限られたお子さんが星本であったり拡大教科書ということになってございます。

◎細川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

他に質疑、ご意見等がないようでございますので、これより採決を行います。

議案第23号、「令和9年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

---

#### □相模原市教育支援委員会の活動状況等について

◎細川教育長 次に、日程4、報告第10号、「相模原市教育支援委員会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○松原支援教育課総括副主幹 報告第10号、相模原市教育支援委員会の活動状況等についてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。

はじめに、1、設置目的等についてです。

設置目的は、障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学及び支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的としております。

委員の数は20名以内、任期は1年としています。なお、補欠の委員は前任者の残任期間の任期としています。

次に、2、委員についてでございます。

委員は(1)から(5)に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命しており、具体的には次のページの委員名簿のとおり、計15名で構成されています。

お戻りいただきまして、続いて、3、活動内容及び会議開催実績等についてです。

保護者から申し出のあった児童生徒の学びの場及び支援について協議、審査するため、令和7年度は9月から1月までの間、毎月1回、計5回の会議を開催いたしました。令和7年度の審議件数は292件でした。

続きまして、2枚おめくりいただき、横向きの資料、報告第10号参考資料をご覧くださいますようお願いいたします。

こちらの表は、就学相談等の経年変化を示したものでございます。表には5つの項目がございます。aは就学相談への申込件数を示しており、さらにその内訳として、次の新入学児と既就学児の2つに分かれています。aのうち、bは相談のみを実施し、教育支援委員会での審議を行わなかった件数となっております。また、cの審議件数はaの申込件数からbの相談のみを差し引いた教育支援委員会での審議件数です。

それでは、それぞれの項目についてご説明いたします。

まず、網かけの棒のグラフで示したa、申込件数についてですが、これにつきましては年々増加傾向にあります。ただし、令和7年度は横ばいとなっております。

続いて、実線の折れ線グラフで示した新入学児の申込件数は、令和4年度以降、年々増加しています。

一方で、点線の折れ線グラフで示した既就学児の申込件数は、令和元年度以降で最も少ない状況になります。なお、既就学児の就学相談については、特別支援学校等を希望する児童生徒を対象としております。

次に、bの縦線の棒グラフで示した相談のみは、就学相談の申込みはあったものの、教育支援委員会による審議を経ずに通常の学級からスタートした件数です。この数は、令和6年度及び令和7年度で増加しております。これは令和6年度より就学相談に関する説明動画の配信を開始するとともに、申込みをフォームで簡単に行えるようにしたことにより、気軽に就学相談に申込みできる環境が整ったことによる増加と考えております。その後、就学相談員との丁寧な相談を重ねる中で、安心して通常の学級からスタートする新入学児が増えたものと捉えております。

最後に、cの様のない棒グラフで示した審議件数は、申込件数aから相談のみbを差し引いた数であり、令和7年度は292件でございました。

令和7年度の判断結果については、表の右側でございますが、最も多かったのは特別支援学級で、その次に多かったのが特別支援学校でした。

以上で、報告第10号について説明を終わらせていただきます。

◎細川教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理人 令和6年度の相談件数が増えたという話の中に説明動画の導入ということだったのですけれども、どんな動画だったのですか。

○松原支援教育課総括副主幹 まず、学びの場が特別支援学校、特別支援学級、通常の学級というのがそもそも分かりにくい保護者の方もいらっしゃるということなので、その学びの場を一つひとつ丁寧に説明させていただきました。

◎小泉教育長職務代理人 ということは、今までの相談対応で保護者からの訴えがあって、そこを解消するために学びの場を動画として提供したという感じですか。

○松原支援教育課総括副主幹 おっしゃるとおりでございます。ただ、今までは集合して説明会というものを行って、来ていただいた方に話をしていましたので、オンデマンドになることで保護者が2人で聴くようなことも可能になったので申込みが増えたと捉えております。

◎白石委員 相談のみの方は基本的には通常学級に行かれるという説明だったかと思うのですが、相談を経ずに直接申込みをされるというケースもあるのでしょうか。

○松原支援教育課総括副主幹 こちらに相談ではなくて園から申込みと、園との相談も踏まえて申込みようなことがございますので、いろいろな場面で相談はされているとは思いますが、こちらに相談なしにL o G oフォームで申込んでいただくようなケースはございます。

◎白石委員 申込みから審議を経て結果が出るまで、どれぐらいの期間というか、スパンが掛かるのか教えていただけますでしょうか。

○松原支援教育課総括副主幹 ケースによって様々でございますが、今年度については2月までに間に合うようにということでやっておりますが、医師の意見書ですとか、あと園の観察によって資料を作成しますので、お子さんによって、状況によって様々ですが、早いお子さんもいれば、ちょっと時間がかかるようなお子さんもいます。

◎細川教育長 早いと大体どれぐらいか、ちょっと加えていただいて。

○松原支援教育課総括副主幹 医師にいつも掛かっていて、医師の方とすぐに面談ができ、教育支援委員会の近くに申込みと1か月とか2か月ぐらいで行ける、肌感覚になってしまっているのですが。

◎細川教育長 長いと1年ぐらいということですか。

○松原支援教育課総括副主幹 そうですね、半年から1年近くかかってしまいます。

◎白石委員 実施の時期が9月から1月までということになってはいますが、それ以外の期間では開催されることはないのでしょうか。また、ないとすれば何故ないのか、教えていただけますでしょうか。

○松原支援教育課総括副主幹 9月から1月で行っていますが、例えばお子さんの状態等で急遽、特別支援学校へということがありましたら、臨時で委員長の招集で行うようなこともございます。昨年度についてはそのような件はございませんでした。

◎宇田川委員 保護者の方のお子さんの状態の受け止め方というものも、時代というか最近では変わってきているかもしれないのですが、例えば相談のみで通常の学級に進学したお子さんで、ご説明の中では皆さん安心してというようなことだったので、中にはこちら側としてはちょっと心配だなと思うのだけれども、保護者の方の強い意思で通常学級へというようなことがあるのかどうかということと、また逆に、そういうふうな受け止めが難しかった場合には、もともと相談には来ずに、通常学級に進学して、進学してから後に学校生活が行われる中で、ちょっと適切ではないのではないかなということが起こってくる人が多いのでしょうか。

○松原支援教育課総括副主幹 おっしゃっていただいたとおり保護者の受け止めということで、なかなか支援級入級に抵抗感がある方については、こちらから強く支援級でということもなかなかお伝えするのが難しいので、その情報を関係機関と共有しまして、また、我々も相談のみの方にも学校と資料共有しますよということをお伝えしていますので、保護者の同意の下、面談の内容や、参観の内容を小学校にお伝えしております。

また、昨年度は小学校、中学校に入ってから217件支援級に入級してはいますが、その中でも小学校1年生の入級が一番多いということなので、そこは固定化するものではなくて柔軟に入級等も考えているところでございます。

◎細田委員 3つほどお伺いします。

まず1つ目は、質問ということではなくて医師意見書についてです。医師の仕事はなかなかご理解いただけないと思うのですが、診察が終わった後に膨大な書類を書くという仕事がございます。現在の医師意見書は、実は私がそういう会議に関係していたときに、両面びっしり書かなければいけなかったものを、児童精神科の先生たちといろいろ考えて今の形態になったのですが、それでも時期が集中したりすると、いつも0時を過ぎた

り土日に出勤して書かなければいけない状況になっておりまして、今年度から市の方と我々医師が検討して、より簡略的な医師意見書になったので、これから書くのは少し楽になるかな、早目にお書きできるかなと思っております。それが1点。

それから、この教育支援委員会は、その前は多分、就学指導委員会という名前で、当時2015年だったかな、何年間か委員をやっておりました。その会議では、集団の子どもたちの動きを見た無声の動画が5秒ぐらい映って、その後、事務局がまとめた報告を受けて、異議ないですか、はい、みたいな感じで終わるのですけれども、今は動画がなくなったという話は聴きましたけれど、その間に1回の会議で上がってくる子どもさんの数がどんどん多くなって、もう、まるで流れ作業のようになって、審議できるような状況ではなかったと記憶して、ちょっとオーバーですかね、とても忙しい会議だったと。それまでに十分担当者の方たちから練っていただいて、こういう支援級がいいのではないのでしょうか、支援学校がいいのではないのでしょうかときちっと吟味してくださっているから、それはそれでよろしいのですけれども、その会議の場でゆっくりと検討する時間というのはなかった記憶がありますが、今はどうでしょうかということ。

それから、インクルーシブが謳われて久しいですけれども、今、お母様たちは支援学校に行きたいのです。重いA2ですとかB1の子でも日常生活動作が自立していないような方たちは支援学校に行きたいという希望がすごく多いです。とても国の方針と乖離しているのですね。手厚く見てほしいと、そういう希望があって、それは20年ぐらい前に横浜で仕事をしているときもそういう傾向だったのですけれども、相模原でもここ10年ぐらい、本当にそういう傾向で、支援級になっても途中から支援学校にチャレンジしたいということで1回か2回チャレンジしている方がいて、なかなか叶わないのですね。そういう方たちの支援学校に行くのが難しい、人数の原因もあるのでしょうか、その辺のこととか、あるいは支援学校をご希望されたのだけれども、判定会議で支援級に決定されたときに、その判定が正しかったかどうかというのを、どこかで検証するような場面というのはあるのでしょうか。

以上、1点目は医師の話をさせていただきましたけれど、2点について教えていただきたいと思います。

○松原支援教育課総括副主幹 まず、1点目、医学的意見書も、本当に医師会の方にご協力いただいて今年度から新しいものができたということで、ご協力いただきましてありがとうございます。

2点目の、就学指導委員会、今の教育支援委員会の内容についてですが、おっしゃるとおりで、これだけ件数が増えた中でなかなか丁寧な審議が行えないということは課題として捉えています。学びの場を決定するというだけではなくて、子どもの可能性を最大限伸長するというのも大きなテーマだと思っておりますので、その辺りは再度、事前にお伝えする等で何とか捻出したいと、本当に同意見でございます。

3点目の支援学校については、おっしゃるとおり、なかなか希望に添えないというケースがあるのは承知しております。なので、これも同じになるのですけれども、お子さんの可能性を最大限伸長するのは支援学校が良いのか、支援学級が良いのかということで、お子さんを中心にして保護者とも丁寧な相談を続けていくということで、各区の指導主事もそういった希望に添えなかった方については、フォローを可能な限りリスト化しまして、見に行ったりだとか、その後どうですかということをお聞きするような努力はしている状況でございます。

◎細川教育長 ほかにいかがでしょうか。

いずれにしても、なかなか件数が増えていく中で、事前の観察であるとか保護者とのやり取り、本人の様子をしっかりと見ていく、学校はどの学びの場が、この子にとって一番持てる力を伸長するかというところでは丁寧にやっているというところでもよろしいですね。

もう1つ確認なのですが、教育支援委員会でどちらが適というのが決定後、その後も保護者と丁寧にやり取りをしながら、最終的に保護者の意向を尊重しつつ、就学先が決まるという理解でよろしいでしょうか。

○松原支援教育課総括副主幹 おっしゃるとおりです。諮問答申でございますので、その判断を受けまして、保護者と丁寧な相談をする中で、最終的には教育委員会が決定しますので、その後も判断の結果を丁寧に説明していくようなプロセスを追っているような状況でございます。

◎細川教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、この件は報告ですので終わらせていただきます。

---

#### □相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会等の活動状況等について

◎細川教育長 次に、日程5、報告第11号、「相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会等の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○田中学校保健課長 それでは、報告第11号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会及び相模原市小中学校等結核対策委員会の活動状況についてご説明を申し上げます。

まず、最初に別紙1をご覧ください。

はじめに、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の設置目的についてでございますが、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の規定による災害見舞金の贈呈について、教育委員会又は市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することでございます。

委員の数につきましては10名以内、任期は2年で、項番2の(1)から(4)までの区分で教育委員会が委嘱、又は任命することとなっております。

活動内容につきましては、発生した災害に関して条例の規定や過去の前例等がない場合、特別見舞金の贈呈に関して教育委員会からの諮問を受け審議を行っているものでございます。

なお、平成2年以降審議案件がないため開催しておりません。

裏面をご覧ください。

委員の名簿になります。令和8年3月31日現在、相模原市医師会から推薦を受けました医師2名、相模原市歯科医師会から推薦を受けました歯科医師2名、相模原市PTA連絡協議会から推薦を受けました保護者2名、相模原市私立保育園・認定こども園園長会から指定された星ヶ丘二葉園保護者会から推薦を受けました保護者1名、市立小中学校等の校長2名、保育所の園長1名、計10名の方に委員をお願いしております。

参考資料をご覧ください。

災害見舞金制度につきましては、学校管理下において、児童生徒等が負傷等した場合に見舞金を贈呈するものでございます。

見舞金は医療見舞金、障害見舞金、歯科見舞金、死亡見舞金、特別見舞金の5種類となっております。

令和7年度の贈呈件数は、医療見舞金が41件、障害見舞金0件、歯科見舞金4件、死亡見舞金0件、特別見舞金0件でございました。

続きまして、相模原市小中学校等結核対策委員会についてご説明申し上げます。

別紙2をご覧ください。

相模原市立小中学校等結核対策委員会の設置目的でございますが、小中学校等における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として実施す

る結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申又は意見を建議することとなっております。

委員の数につきましては12名以内、任期は1年、項番2の(1)から(6)までの区分で教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。

活動内容等につきましては、結核検診結果の審議等を行うものでございますが、検診結果により、異常ありとされた児童生徒がいない場合、及び審議案件がない場合は開催しないものとしております。このため、令和7年度については結核検診において異常ありとされた方はおらず、また審議案件もなかったことから開催しておりません。

裏面の委員名簿をご覧ください。

令和8年3月31日現在、相模原市医師会から推薦を受けました医師4名、小中学校等の学校医2名、結核に関する専門知識を有する医師1名、相模原市保健所長、市立小中学校等の校長2名、市立小中学校等の養護教諭2名、計12名の方に委員をお願いしております。

参考資料をご覧ください。

令和7年度の結核検診の実施状況につきましては、精密検査の対象となった児童生徒は小学校で68名、中学校で14名の合計82名となっております。精密検査の対象となった児童生徒に対しては、6月にエックス線巡回検査を実施しているほか、結核の高まん延国等から入国されてきた児童生徒に対して随時でエックス線検査を実施しているということとなっております。

以上で、報告第11号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会等の活動状況等について、説明を終わらせていただきます。

◎細川教育長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等については委員会ごとに進めていきたいと思っております。

まず、児童生徒等災害見舞金審査委員会につきまして、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 災害見舞金の方の特別見舞金ですか、特別見舞金については平成元年の10月が最後という理解でよろしいのでしょうか。

○田中学校保健課長 参考資料の左下の過去の会議内容のところに記載をさせていただいており、平成元年10月の事故に対して、令和2年3月29日に会議を開催させていただきました内容が最後となっております。

◎白石委員 こういうケースがないことは非常に良いことだと思うのですが、36年ぐらいですか、こういうケースがないということで、それはそれで非常に良いのですが、この特別見舞金ですとか障害見舞金の金額の方は、その当時からずっと変わってきていないのでしょうか。その辺が分かれば教えていただけますか。

○田中学校保健課長 災害見舞金条例につきましては、昭和50年に施行されている条例ですけれども、それ以降、一度も改正はされていないという状況でございます。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいですかね、大丈夫ですか。

それでは、小中学校等結核対策委員会につきまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

大丈夫ですか、よろしいですか。

では、ほかに質疑、ご意見等がございませんので、この件は報告ですので終わらせていただきます。

---

#### □公民館長の委嘱について

◎細川教育長 それでは、日程6、報告第12号、「公民館長の委嘱について」を議題いたします。

事務局より説明をいたします。

○稲野生涯学習課長 報告第12号、公民館長の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本報告は大野北公民館の館長が令和7年12月27日にご逝去されましたことに伴い、令和8年3月26日に後任の館長を委嘱したこと、また令和8年4月30日付で公民館長4名の任期が満了に伴い、今月1日に後任の館長を委嘱しましたので報告するものでございます。

別紙をご覧ください。

今回委嘱しました5名の内訳でございます。

大野北公民館の内藤館長につきましては、任期は前任の在任期間でございます令和9年4月30日までとなります。

今月1日に委嘱しました4名につきましては、いずれも再任であり、任期は令和11年4月30日までの3年間となります。

次の紙、参考資料1では、公民館長の委嘱の要件や任期、主な職務内容をお示ししてご

ございます。

なお、本市の公民館は32館ございますが、相模湖公民館と千木良公民館の館長は兼務していることから、公民館長は31名となっております。

以上で、報告第12号の説明を終わらせていただきます。

◎細川教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 今回、大野北の館長以外、任期満了で4名の方の委嘱ということかと思いますが、公民館長は概ね3期9年やられる方が多いわけですけれども、特に来年度3期を迎える方が大勢いらっしゃって、今、ぱっと見で7名はいるかなと思ったのですけれども、館長が変わると公民館の雰囲気というのでしょうかね、館長代理も含めてですけれども大きく変わっていきます。それで、相模原市の公民館はどうしていきたいのかというのを、やはり新しくなられた館長、また及び館長代理の方に、よくイメージというか、レクチャーをしていただきたいなと思うのですよね。得てして船の船頭みたいな方になるわけですので、最初の方向性がちょっと違う方向に向いてしまうと、全然違う方に行き先がなってしまうので、ぜひ、そういうところを生涯学習課としてもリードしていただきたいなと思います。

◎細川教育長 研修というか、何かあればお答えいただければ。

○稲野生涯学習課長 公民館長、それから館長代理ですね、それぞれ奇数月、偶数月に分かれまして生涯学習課と公民館連絡会議という形、もう1つ名称がぱっと出てこないのですけれども、2か月ごとに館長が集まる場、それから館長代理が集まる場を設けて、今ある課題であったり市の今後の社会教育の進め方など考え方であったり、そういったところを情報共有しながら取組を進めさせていただいているところでございます。

引き続き、意識をすり合わせて取り組んでいけるようにと考えているところでございます。

◎白石委員 もう研修とかをされたかなとは思いますが、新任館長とか、どんなぐらいの時間をどんな内容でやられたか分かりましたら。

○稲野生涯学習課長 新任の公民館長の研修については4月16日に行っておりますが、今回については4名の方は再任の館長ということですので、新任の大野北の内藤館長を対象として行わせていただいておりますが、内藤館長も、もともとは広報委員を務めておられるという状況なので、内容としましては、相模原市の公民館が目指すものであ

ったり、本市が掲げる教育の特徴であるとか、これから公民館に求められていくこと、目指していくものですか、今、市で考えているものについてお伝えさせていただくとともに、事業の進め方、業務の内容であったり、あとは運営に係る公民館の連絡協議会について、また、大野北公民館という場所柄、淵野辺駅南口のまちづくり事業の取組なども情報共有させていただいたところがございます。

◎白石委員 いずれにしても、市公連の会議がいわゆる事務連絡の場だけにならないようにしていただきたいなど。常にメッセージは発信し続けてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎細川教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この件も報告でございますので終わらせていただきます。

それではここで、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告をいたします。

まず、4月23日木曜日に、ミラノ・コルティナ2026オリンピック報告会を行いました。

皆様ご存じのように、カーリング、フォルティウスの小谷優奈さんと、スノーボードの戸塚優斗さん、スピードスケートの岩佐暖さんがそれぞれ入賞のご報告に来てくださいました。

特に、小谷選手につきましては、その後、母校の桜台小学校の方に行かれて、生き方講話のようなことをやってくださいます、戸塚優斗さんは相模原市の出身ではないのですが、光明学園相模原高校の卒業生ということで、その後、そちらで子どもたちにも直接、努力することの大切さのようなことをお話して下さっております。岩佐暖さんと小谷優奈さんは共に銀河アリーナで育ったというところで、2人ともおっしゃっていたのは、雪が降らない、氷が張らないこの相模原でオリンピック選手になったということ、どこに住んでいても自分がやりたいと思えばやれるのだということと、そうした環境にいたことというのを感謝されておりました。私も、生でオリンピックを拝見したのでとてもうれしかったです。

皆さん本当に気さくで、言葉は良くないのですが、どこにでもいる若者という感じで。また、ほどなく、国のパレードか何かにご参加されている映像を見たのですが、すごい方と私は同じステージに立っていたのだなと思ひまして、感動しました。夢のある話だったので、相模原の子どもたちも夢を見るというところから人生が始まっていくと思いますので、どんな環境に置かれている子も、夢を見ながら努力を積み重ねていけるような、

そうした環境を、こういうオリンピックということだけではなくて、いろいろなお仕事であったり、夢に大きい小さいありませんから、子どもが描いた夢を応援していけるような教育を続けていきたいなと思いました。

4月28日には、県・市町村の教育委員会の教育長会議がありました。就任後、1回目のときには市議会と重なって出席できませんでしたので、はじめて県内市町の教育長とお会いして、本当に短い時間だったのですがけれども懇談することができました。

いろいろな教育課題は、どの市町も政令市であろうが小さな村であろうが同じなのだなということを感じながら、これからも横連携を大事にしながら情報を密にして県下の教育長とつながっていききたいなと思いました。

5月1日には、先ほどの公民館長の委嘱式と併せて、「西門ホッとスペース コローレ」という場所に、かねてから本当に行きたかった場所なのですが、ようやく念願叶って行くことができました。コローレはどういった場所かと言いますと、いろいろな事情の中で不登校として小中高校まで過ごした方々が、成人になられてもまだまだ社会的自立にお手伝い、支援が必要だという若者が集う場所です。

何故、私が行きたかったかと申しますと、中央中学校で本市はじめてのコミュニティ・スクールをつくったときに、当時の校長が、不登校の支援を1つの学校の大きな課題としてお持ちして、そのときにこちらのコローレと連携しながら校内の居場所をつくっていくということをやっておりましたので、その頃からとてもお会いしたいなと思っていたのですが、ようやくここで不登校支援、皆様もご存じのように今、力を入れているところですので、コローレでどのような支援をしているのかというところを見たくて、局長や部長と共に行ってまいりました。

素晴らしかったですという一言です。感銘を受けましたのは、ただの居場所ではなくて、やはり自立、社会的、職業的な自立を、そういったところに必要な資質や能力をしっかりと身につけていこうというような強い方向性が施設長の方にもありまして、あとは、その力をつけるために、何らかの形でそういう状態になった部分について手厚く支援をしていこう、支援と取りこぼしてしまった教育の両面をしっかりとやっていこうというところで連携して考えているところが、市長部局のこども・若者未来局のいろいろな部署もそうなのですが、通信制の高校であったり、様々なところとつながっているところでした。学校といたしましても、津久井高校の方でカフェを運営していたりとか、いろいろなことを模索して、もう実際にやっているようなので、本市の不登校の施策にも大いに参考になるところ

がありましたので、取り入れられるところは本市の教育施策の方にも取り入れていきたいなと思いました。大変、素晴らしいところでした。

◎白石委員 何人ぐらいですか。

◎細川教育長 当日来ていた、通室というのは10名前後だったかなと思いますが、もっとたくさんの子が実は登録はされていて、何名が所属というのはちょっと覚えていないのですが、すごかったですよ。富士山の登山を計画していたり、それはすごい大きなことなのですが、近隣の小学校で水鉄砲大会をやってみたり、取組が手軽にできるものから大きな企画ものまで、本当に幅広くやっていたらっしゃいました。当日来ていた方は男性が多かったのですが、女性の方もたくさんいらっしゃるということでした。基本的には高校生以上の方が来ていらっしゃるのですが、無料学習塾のような空間には中学生や、小学生も本当は受け入れているわけではないのですが、小学生も1名ぐらいはつながりの中で参加しているということでした。

市内には、このようにいろいろなNPOの団体がございますので、なかなか時間が取れなくて申し訳ないのですが、学校外のところで子どもたちに支援をしているところはございますので、できる限り私も自分の目でしっかり見ていかなければと感じたところでした。

5月7日から8日までは、関東地区の都市教育長協議会総会に行っていました。関東地区の市以上の教育長が集まっていたので、ものすごい人数でちょっとびっくり、圧倒されておりましたが、やはりここでも教育課題は一緒でした。

内容としましては、文部科学省からの行政説明などもあったのですが、開催地区の群馬県が用意してくれた内容が防災教育についての話でした。群馬大学の教授がお話をしてくださったのですが、とても教育への示唆に富んだ、素晴らしいものでした。ちょっと反省させられる面もあるのですが、最初に見た映像が、今日は防災訓練であることを言わずにサプライズで行う抜き打ちの防災訓練の様子でした。「地震です」というアナウンスとともに、地震想定だと9割ぐらいが椅子の下に入るのですね。それはそれで大事にしていることなのですが、校庭に居た子たちもわざわざ戻ってきて椅子の下に戻るというところを取り上げていまして、どちらが良い、悪いではなくて、やはり実践的になったときに、椅子の下が絶対に安全なわけではないので、やはり防災訓練にはいろいろな視点が必要だという、端的に言うともうそういう話になります。私も旭中学校時代の防災訓練を振り返り、確かに、椅子の下に毎回入っていましたが、そうなったときに、市の1分間合同訓練なんかも椅子の下というのがあるので、それも大事にしながら、いろいろなパターンで子どもが

自分で身を守るというのが大事かなと思いました。

また、指摘された点で興味深かったのが、「おはしも」とよく言うのですけれども、そのときに校長先生の講話も流れたのですね。はっとさせられたのですが、皆素晴らしかったですね、押したり何とかしなかったですか、今日は何分、何秒でしたというシーンなのです。教育長は行政から、いろいろな省庁から、又は教育関係者といろいろなのですが、ここに何の問題があるかちょっとなかなか気がつかなかったのですが、本当はスピードを求めない。落ち着いてゆっくりなのに、いつも何故か、火災はもちろんそうなのですが、地震はとりわけガラスの破片が落ちていたりするので、スピード感をそこで評価することはどうなのかなという提言がありまして、確かに火災は1分1秒を争ってなのですが、という意味で示唆に富んでいるかなと。学校の方にはせっかく私が勉強したことなので、校長たちの方には何とか返していきたいなと思いました。今やっていることが悪いわけではなくて、いろいろなパターンを想定しながら考えることが必要だということをご共有していきたいと思いました。

5月12日には人権擁護委員協議会の定時総会に出させていただきます、日頃から子どもの人権を守るための支援や啓発活動に尽力いただいていることにお礼を申し上げたことと、本市では中学校が人権作文にかなり力を入れているということ、改めてお褒めの言葉をいただきましたので、引き続き、人権作文等を通してたくさんのきっかけをいただいているので、小中学校ともに人権教育には力を入れていきたいなと思いました。

昨日なのですが、点検評価において学識経験者で入っていただいている上智大学の酒井先生に挨拶がてら、近くの東京ビッグサイトで教育に関わる総合展示会をやっておりました。DXに関係することが多かったのですが、本当に私たちが知らないところで子どもたちの支援に関わるようなDX化も進んでおりました。ただ、私が懸念していたのは、AIとかDXに頼ることで、人間の本来やらなくてはいけない感性とかそういうものがどうなのかなと思っていたのですが、どこも入口のところはDXでやっていくのですけれども、最後のところはやはり人間ならではの感性が大事だということをご企業としても理念に描いているものが多く、大変興味深い展示をたくさん見ておりました。また、何かのときに紹介できればなと思いました。私はこの建物の中で仕事をしているので、時々、そういう広いところに行っているいろいろなものを見てくることはとても大事なことだということに気づかされました。

では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回は6月12日、金曜日、午前10時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 それでは、次回の会議は6月12日、金曜日、午前10時からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退室をお願いいたします。

(休憩・10:59～11:04)

---

#### □相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

◎細川教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程2、議案第24号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 議案第24号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は相模原市立並木小学校及び湘南小学校の廃止について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

はじめに、改正の内容についてでございますが、本年度末での並木小学校及び湘南小学校の廃止により、同条例の別表第1から相模原市立並木小学校及び相模原市立湘南小学校の項を削るものです。

次に、附則でございますが、1の施行期日について、本条例は令和9年4月1日から施行するものです。

2の相模原市立学校体育施設使用料条例の一部改正についてでございますが、旧4町の小中学校等につきましては、学校施設を地域等へ開放するに当たり使用料を徴収しているため、湘南小学校の閉校に伴い同条例別表第1から相模原市立湘南小学校を削るものでございます。

その他、別紙裏面には関係資料といたしまして、並木小学校及び湘南小学校の案内図、

及び施設の概要をお示ししています。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 特に異論はないのですけれども、その裏で実際の動きとして、何か、こういうふうに各学校では移行措置をしているというのはあるのでしょうか。

○宮澤学務課長 まず閉校に向けた記念式典等の準備をしているところと、学校に馴染みやすくなるように交流事業等について各学校で実施をしているところでございます。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいですかね、大丈夫ですか。

他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第24号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

---

#### □相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

◎細川教育長 次に、日程3、議案第25号、「相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○清水生涯学習部長 議案第25号、相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

改正の概要につきましては、おめくりいただきまして別紙の裏面、関係資料によりご説明申し上げます。

1の改正の内容ですが、津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定のうち、体育館の1時間当たりの使用料について、現行の410円を500円に改定するものです。

2の施行期日の(1)施行期日につきましては令和9年1月1日とするものです。(2)の経過措置により、改定後の使用料につきましては、令和9年3月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするものです。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 1時間当たり410円から500円にということなのですが、利用の区分というのがあるのだと思うのですが、何時間ごととか、午前、午後、夜間で時間が違ったりとか、その区分と、ざっくりでいいのですが、利用率というか稼働率というか、その辺はどのようなのか、教えていただけますでしょうか。

○梅澤津久井生涯学習センター所長 時間当たりは、午前も午後も夜間も含めまして1時間当たり同じ料金でございます。

◎白石委員 特に利用区分というのはないということですね。

○梅澤津久井生涯学習センター所長 ありません。また、昨年の体育館の稼働率ですが、平日が50.75%、土日が59.84%、全体で53.78%となっております。

◎白石委員 半分以上は利用があるということかなと思うのですが、利用者への使用料が上がる説明はどのようにしていく予定なのか、もう、実際されているのか、まだ条例がないからこれからだと思いますけれども、教えていただけますでしょうか。

○梅澤津久井生涯学習センター所長 市民への周知に関しましては、窓口で利用券と鍵を渡すときに説明したり、月に1回、団体が集まって利用調整会議というのをやっていますので、そういったところでも説明しようかと考えております。また、室内に簡単な掲示もやろうと思っています。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいですかね、大丈夫ですかね。

他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第25号、「相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長　ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

□閉　　会

午前11時12分　閉会